

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【公開番号】特開2006-234963(P2006-234963A)

【公開日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2006-035

【出願番号】特願2005-45938(P2005-45938)

【国際特許分類】

G 02 F	1/13357	(2006.01)
G 02 F	1/1335	(2006.01)
G 02 F	1/1343	(2006.01)
G 02 F	1/1347	(2006.01)
H 05 B	33/02	(2006.01)
H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/22	(2006.01)
H 05 B	33/26	(2006.01)
H 05 B	33/28	(2006.01)

【F I】

G 02 F	1/13357	
G 02 F	1/1335	5 2 0
G 02 F	1/1343	
G 02 F	1/1347	
H 05 B	33/02	
H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/22	Z
H 05 B	33/26	Z
H 05 B	33/28	

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明装置を備えた液晶表示装置であって、

前記照明装置は、透明基板と、この透明基板上に部分的に配置された発光薄体と、前記発光薄体の一方の面を覆って配置された遮光層とを備え、

反射電極及び透明電極を有した複数の画素を備え、前記発光薄体の他方の面を前記反射電極及び前記透明電極に対向させて配置して、前記発光薄体からの光が前記反射電極及び前記透明電極に照射されることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

前記発光薄体は、有機エレクトロルミネッセンス素子から成り、前記有機エレクトロルミネッセンス素子は、陽極及び陰極を備え、前記陽極又は前記陰極のうち、少なくとも一方が所定の形状にパターニングされた電極であることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記所定の形状は格子であることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示装置。

【請求項 4】

前記陰極がパターニングされ、前記陽極の上方に配置されていることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示装置。

【請求項 5】

前記遮光層は、光吸収層又は光反射層からなり、前記パターニングされた電極を覆って配置していることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示装置。

【請求項 6】

前記遮光層の幅は、前記パターニングされた電極の幅よりも大きいことを特徴とする請求項5に記載の液晶表示装置。

【請求項 7】

前記パターニングされた電極のエッジと前記遮光層のエッジとの間の距離は、前記有機層の発光領域の厚さと前記パターニングされた前記電極の厚さの合計よりも大きいことを特徴とする請求項6に記載の液晶表示装置。

【請求項 8】

前記有機エレクトロルミネッセンス素子は、前記陽極、前記陰極及び前記陽極と前記陰極の間に介在する電子輸送層、発光層、正孔輸送層を備え、前記電子輸送層、前記発光層及び前記正孔輸送層のうち、少なくとも一つがパターニングされていることを特徴とする請求項2に記載の液晶表示装置。

【請求項 9】

前記格子のピッチは画素のピッチと同じであることを特徴とする請求項3に記載の液晶表示装置。

【請求項 10】

前記格子のピッチは、画素のピッチよりも小さく、かつ画素のピッチに対する格子のピッチの比が1 / 自然数であることを特徴とする請求項3に記載の液晶表示装置。

【請求項 11】

前記格子のピッチは、画素のピッチよりも大きく、かつ画素のピッチに対する格子のピッチの比が自然数であることを特徴とする請求項3に記載の液晶表示装置。

【請求項 12】

前記発光薄体と前記反射電極の間に光散乱層が形成されていることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置。

【請求項 13】

前記光散乱層の上層に偏光板を備えることを特徴とする請求項12に記載の液晶表示装置。